

○請願法（昭和22年法律第13号）

第5条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

○請願とは

請願とは、国又は地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務に関わる事項について、苦情や希望を述べることから、政策決定や政策実施をする機関に対し、望ましい政策や施策の採用、実施を求める公的な提言をすることに至るまでの幅広い概念であるが、請願をしたことにより、請願者と請願を受けた官公署との間に、特別な公法上の法律関係を生じさせるものではなく（請願者による官公署に対する希望、意見、提言等の陳述に過ぎない。）、また、請願者に対し、当該官公署に請願の内容について審理を求め、あるいは、その採否や結果の通知等を求める権利を生じさせるものではない。

請願法5条は、「請願は、官公署において、誠実に処理しなければならない」と規定しているが、これは、官公署に対し、受理した請願について誠実に処理すべき旨の国法上の義務を課したものであり、官公署の事務処理上の行為規範を定めたものである。

（東京高裁平成23年6月8日（平成23年（行コ）第30号））

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。